

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年12月2日（令和3年（行情）諮問第531号）

答申日：令和5年12月28日（令和5年度（行情）答申第593号）

事件名：特定工事に係る建設工事計画届等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定住所にて特定企業が特定工事に伴って、令和2年度に特定労働基準監督署に届け出された、建設工事計画届及び機械等設置届」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月25日付け滋労発基0825第1号により滋賀労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- ・ 特定住所にて特定企業が特定工事に伴って5か月以内に2度にわたり、公道での事故を発生させた。
- ・ 直近住民として特定労働基準監督署に労働安全衛生法88条3項に基づく、特定企業よりの建設工事計画及び機械等設置届の確認に行った、その後の経緯及び審査請求の趣旨及び理由は以下の通り。
- ・ 特定自治連合会会長名にて別紙P2/4（略）を特定日Aに特定労働基準監督署に提出した。
- ・ 別紙P3/4（略）に特定日B、特定自治連合会会長と、審査請求人が特定労働基準監督署安全課に上記資料の回答を確認に行ったその記録。
- ・ 別紙P4/4（略）の通り行政文書の開示決定通知書があり、2021年8月30日に滋賀労働局に内容の確認に行ったところ、建設工事計画届及び機械等設置届の表紙と目次及び建設機械のカタログ以外は黒塗りであった。審査請求人自身ゼネコンのOBで有り幾度も労働安全衛生法に基づく88条3項の提出を行った経験があります。このことより

「行政文書開示決定通知書」に記載の 2 不開示とした部分とその理由は理解しておりますが、先に述べました通り、特定企業が 5 か月以内に 2 度にわたり公道への事故を発生させた事実より、建設工事計画届及び機械等設置届の確認を行い再び事故の発生が無いように特定企業に確認要望することが狙いであります。

- ・ 先に申しました通り「建設工事計画届及び機械等設置届の表紙と目次及び以上建設機械のカタログ以外は黒塗りであった」この黒塗り部分の不開示は必要に、短絡的に不開示としているように考え審査請求をいたしました。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和 3 年 7 月 21 日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法 3 条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が令和 3 年 8 月 17 日付け滋労発基 0817 第 1 号により、開示決定等の期限を延長した上で、同月 25 日付け滋労発基 0825 第 1 号により、部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年 9 月 3 日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての見解

本件審査請求に関しては、原処分で不開示とした部分のうち、一部は新たに開示した上で、その余の部分については、不開示情報の適用条項を改めた上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「特定工事に伴い、所轄の労働基準監督署に提出された建設工事計画届及び機械等設置届」であり、対象行政文書の特定は妥当である。

(2) 本件対象文書について

ア 建設工事計画届について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）88 条は、労働者に危害の発生のおそれがあるような建設物や機械等が事業場に設けられ、又は労働者の安全衛生を害するおそれのある生産方法や工法等が採用されることを事前に防止し、労働者の保護の徹底を期することを目的としている。

事業者は、建設業等一定の事業の仕事で一定の規模若しくは種類のもを開始しようとするときは、同条 3 項の規定により、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに、所要の書面等を添えて労働基準監督署長に届け出なければならないとされている。なお、工事期間

が長期にわたるような建設工事であって全体の工事の計画が作成されていないものについては、これを分割し、それぞれの工事が始まる14日前までに当該工事についての計画を届け出ることが可能である。

また、同項の規定に基づく届出の内容については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）91条2項において準用する同条1項により規定されており、届出者において安衛則様式第21号による届書に以下の書類を添付することとされている。

- ・ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ・ 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- ・ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図
- ・ 工法の概要を示す書面又は図面
- ・ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ・ 工程表

イ 機械等設置届について

機械等設置届は、上記建設工事計画届と同様、安衛法88条を根拠に事業者に提出を求めているものである。

事業者は安衛則85条で定められた機械等（足場、架設通路、ボイラー、クレーン、プレスなど）を設置、移転又は主要構造部分を変更しようとするときは、安衛法88条1項の規定により、その計画を当該機械等の設置等の日の30日前までに、所要の書面等を添えて労働基準監督署長に届け出なければならない。

また、安衛法88条1項の規定に基づく届出の内容について、本件対象文書となっている足場については、安衛則別表第7により必要書類などを明らかにしており、届出者において同規則様式第20号による届書と以下の書類を作成することを求めている。

- ・ 設置箇所がわかる書類
- ・ 種類及び用途がわかる書類
- ・ 構造、材質及び主要寸法がわかる書類
- ・ 組立図及び配置図

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

別表に記載した情報のうち、文書1の①、③、④、⑨、⑪、⑬、⑭、⑯、⑳、㉓及び㉔並びに文書2の③、⑤、⑥、⑪、⑫、⑭、⑮、⑳、㉒、㉔、㉕、㉗、㉙、㉚、㉛及び㉜の不開示部分には、個人に関する所属、氏名、職名、現場代理人の電話番号など、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある

る情報が記載されている。これらの情報については、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、文書1の①、②、⑤ないし⑫、⑮、⑯、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒ないし㉔、㉖、㉗、㉘、㉚ないし㉜、㉞、㉟、㊱ないし㊳、㊵、㊶、㊸及び㊺並びに文書2の②ないし④、⑦ないし⑬、⑯ないし㉓、㉔ないし㉖、㉗ないし㉙及び㉛ないし㉝の不開示部分については、対象事業場から提出された文書で、当該事業場の内部管理などに関する情報や、特定の作業に係るノウハウ等が記載されている。そのため、これらの情報が開示されることにより、事業場の内部情報が明らかとなることで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示を維持することが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち、文書1の⑰、⑱、㉘、㉚、㉜、㉞、㉟、㊴、㊵及び㊶並びに文書2の①については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張に対する反論等

審査請求人は、審査請求書において、原処分を取り消しを主張しているが、不開示情報該当性については、上記3(3)で示したとおりであるため、審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のことから、本件審査請求については、原処分で不開示としていた部分のうち、上記3(4)に掲げる部分について新たに開示した上で、その余の部分については、不開示情報の適用条項を「法5条1号、2号イ及び6号柱書き」から「法5条1号及び2号イ」に改めた上で、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和3年12月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月23日 | 審議 |
| ④ 令和5年4月27日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年12月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、不開示部分の一部を新たに開示するが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、不開示の適用条項を法5条1号及び2号イに改めた上で、不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 通番12及び通番63

当該部分は、機械等設置届の「計画の概要」欄の記載の一部であり、解体工事の対象である建設物の構造が記載されていると認められる。当該構造については、建設工事計画届等において、原処分で開示されている情報と同じであり、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番17及び通番42

当該部分は、建設工事計画届を分割で届出する際に、その届出予定年月日を記入する「建設工事計画届々出予定表」の記入上の注書き部分であると認められる。当該部分については、単なる様式の注書きであり、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番18及び通番75

当該部分は、建設工事計画届に添付された「社内審査報告書」の一部であり、届出を行った特定事業場の名称の外、当該報告書の冒頭の文章及び工事の概要等が記載されていると認められる。

届出を行った事業場名及び当該部分に記載されている工事の概要等については、建設工事計画届等において、原処分で開示されている情報と同じ情報であり、また、当該報告書の冒頭の文章には、当該報告をする旨等が記載されているにすぎないことから、これらを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきで

ある。

エ 通番 30

当該部分は、建物解体工事計画書中の各種事前調査に係る記載の一部であり、解体の対象となっている建物の周辺に行けば、誰でも知り得ることができる情報であると認められることから、これらを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

オ 通番 39 及び通番 40

当該部分は、安全衛生管理計画書中の緊急事態発生時における措置等に係る記載の一部である文書の標題部分である。これらの標題を公にしても、その内容までが公になるとは認められないことから、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法5条1号該当性について

通番3、通番4及び通番9のうち個人の印影部分、通番13、通番14及び通番16のうち個人の印影部分、通番19、通番33、通番37、通番45、通番46及び通番51の個人の印影部分、通番54、通番55及び通番60の個人の印影部分、通番64、通番65及び通番67の個人の印影部分、通番71、通番72及び通番74の個人の印影部分並びに通番76は、建設工事計画届等に記載された参画者の氏名及び経歴の概要、事業者の現場管理者の個人の印影、作業所案内図に記載された特定事業場の職員の職氏名及び個人の印影、作業員のうち有資格者の氏名、免許終了番号、取得年月日、生年月日、住所、顔写真及び技能講習修了証等の裏面、足場の組立等作業主任者の氏名、生年月日、修了証番号、交付年月日、本籍地、住所及び顔写真、書類送付状のうち発信者の携帯番号、メールアドレス、氏名並びに個人の印影である。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

当該部分のうち、参画者の氏名、特定事業場の職員の職氏名、作業所案内図の個人の印影、有資格者の氏名、免許終了番号、生年月日、住所及び顔写真、足場の組立等作業主任者の氏名、生年月日、修了証番号、本籍地、住所及び顔写真、書類送付状のうち発信者の携帯番号、メール

アドレス、氏名及び個人の印影は個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。その余の部分は、参画者の経歴の概要、事業者の現場管理者の個人印の印影（氏名は開示されている。）、有資格者の免許の取得年月日及び技能講習修了証等の裏面、足場の組立等作業主任者の修了証の交付年月日であって、一般的に他人に知られたくない情報、又は同僚等の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

(ア) 通番1，通番2，通番5ないし通番8，通番10ないし通番12，通番15，通番17，通番18，通番20ないし通番31，通番34ないし通番36，通番38ないし通番44，通番47ないし通番50，通番52，通番53，通番56ないし通番59，通番61ないし通番63，通番66，通番68ないし通番70，通番73，通番75及び通番77ないし通番80

当該部分は、建設工事計画届、機械等設置届及び作業所案内図に記載された工事現場や事務所等の電話番号、工事請負金額、使用予定労働者数、関係請負人の予定数、関係請負人の使用する労働者の予定数の合計、常時使用する労働者数、計画の概要の一部、電気使用設備の定格容量、建設工事計画届々出予定、社内審査報告書の一部、主要機器使用計画表の一部、墜落・飛来落下防止災害防止措置の一部、解体工事に係る詳細な各種図面、工事に係る各種認定に関する情報、建物解体工事概要書の一部、建設解体工事計画書の一部、工事に使用する機械類の型番、足場・架設通路概要書の一部、安全衛生管理計画書の一部、工程表の一部である。

当該部分には、特定事業場の内部管理などに関する情報や特定の作業に係るノウハウ等が記載されており、これらを公にすると、当該事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番9，通番16，通番26，通番32，通番51，通番60，通番67及び通番74の事業者等の印影

当該部分は、建設工事計画届、機械等設置届、指定工場認定証及び有資格者の資格証に押印された特定事業場並びに指定工場認定証及び資格証を交付した法人の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであることから、これを公にすると、偽造により悪用されるおそれがあり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

法9条1項及び2項に基づき、開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しない決定をした旨の通知を行う際には、行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

原処分の開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」は、法5条各号の条文を引き写して記載し、それに該当する部分を不開示としたと説明するにとどまっている。本件対象文書は、各項目名等が開示されており、どの不開示部分がいずれの不開示事由に該当するのかが、開示請求者においてその対応関係が全く了知できないとまではいえないことから、原処分を取り消すには及ばないが、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切ではなく、処分庁においては、今後、適切な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号及び2号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 本件対象文書の不開示情報該当性

1 文書名	2 不開示部分		不開 示条項 (法5 条)	3 通番	4 2 欄のうち開 示すべき部分
	頁	該当箇所			
建設工 事計画 届(機 械等設 置届を 含む) 1回目 (文書 1)	1	① 「仕事を行う場所の地名 番号」欄の電話番号	1号及 び2号 イ	1	—
		② 「工事請負金額」欄	2号イ	2	—
		③ 「参画者の氏名」欄	1号	3	—
		④ 「参画者の経歴の概要」 欄	1号	4	—
		⑤ 「主たる事務所の所在 地」欄の電話番号	2号イ	5	—
		⑥ 「使用予定労働者数」欄	2号イ	6	—
		⑦ 「関係請負人の予定数」 欄	2号イ	7	—
		⑧ 「関係請負人の使用する 労働者の予定数の合計」 欄	2号イ	8	—
		⑨ 「事業者職氏名」欄の事 業者印及び個人の印影	1号及 び2号 イ	9	—
	2	⑩ 「常時使用する労働者 数」欄	2号イ	10	—
		⑪ 「主たる事務所の所在 地」欄の電話番号	1号及 び2号 イ	11	—
		⑫ 「計画の概要」欄の不開 示部分	2号イ	12	6行目の1文字目 ないし19文字目
		⑬ 「参画者の氏名」欄	1号	13	—
		⑬ 「参画者の経歴の概要」 欄	1号	14	—
		⑭ 「電気使用設備の定格容 量」欄	2号イ	15	—
	3	⑮ 「事業者職氏名」欄の事 業者印及び個人の印影	1号及 び2号 イ	16	—
		⑯ 建設工事計画届々出予定 表の表頭部分	新たに 開示		
	⑰ 上記⑯以外の不開示部分	2号イ	17	下から1行目及び 2行目	

5～7	⑱ 社内審査報告書の不開示部分	2号イ	18	5頁の不開示部分の1行目, 4行目ないし10行目, 11行目の1文字目ないし6文字目及び12行目ないし14行目
8	⑲ 「工事名称」欄の2行目の不開示部分, 「2 社内」欄, ページ右下の個人の印影	1号	19	—
	⑳ 「電話」欄	2号イ	20	—
9	㉑ 「主要機器使用計画表」の表頭部分	新たに開示		
	㉒ 上記㉑以外の不開示部分	2号イ	21	—
10	㉓ 「墜落・飛来落下災害防止措置」の不開示部分	2号イ	22	—
11～31	㉔ 図面	2号イ	23	—
32～33	㉕ 「仮設工業会認定合格証」の不開示部分	2号イ	24	—
34	㉖ 「パイプサポート仮設工業会認定合格証」の不開示部分	2号イ	25	—
35	㉗ 「指定工場認定証」のうち形式部分	新たに開示		
	㉘ 「指定工場認定証」のうち契印, 記載事項, 日付, 事業者印	2号イ	26	—
36	㉙ 「建物解体工事概要書」の不開示部分	2号イ	27	—
37～54	㉚ 「現場名」「図面名」「日付」「縮尺」欄	新たに開示		
	㉛ 上記㉚以外の不開示部分	2号イ	28	—
55	㉜ 「建物解体工事計画書」の不開示部分	2号イ	29	—

57, 60, 64, 65, 73~79, 81~83, 86	㉔不開示部分	2号イ	30	60頁の不開示部分のうち、中心部分を除く部分
59, 61~63, 66~72, 80, 84~85	㉕標題及び小見出し ㉖上記㉕以外の不開示部分	新たに開示 2号イ	31	—
87~89	㉗事業者印 ㉘上記㉗以外の不開示部分	2号イ 1号	32 33	—
90, 95, 100, 108, 117	㉙不開示部分	2号イ	34	—
123	㉚「足場・架設通路概要書」の不開示部分	2号イ	35	—
124~134	㉛不開示部分	2号イ	36	—
135	㉜「書類送付状」のうち、発信者の携帯番号、メールアドレス、氏名、印影 ㉝上記㉜以外の不開示部分	1号 新たに開示	37	—
136	㉞会社名及び現場名 ㉟上記㉞以外の不開示部分	新たに開示 2号イ	38	—
138~16	㊱ページ番号及び大見出し	新たに開示		

	1	④⑦上記④⑥以外の不開示部分	2号イ	39	160頁及び161頁の標題部分(11文字目ないし18文字目を除く。)
	162	④⑧不開示部分	2号イ	40	標題部分
	163	④⑨「工程表」のうち、表頭部分	新たに開示		
		④⑩上記④⑨以外の不開示部分	2号イ	41	—
建設工事計画届(機械等設置届を含む)2回目(文書2)	165	①建設工事計画届々出予定表の表頭部分	新たに開示		
		②上記①以外の不開示部分	2号イ	42	下から1行目及び2行目
	166	③「仕事を行う場所の地名番号」欄の電話番号	1号及び2号イ	43	—
		④「工事請負金額」欄	2号イ	44	—
		⑤「参画者の氏名」欄	1号	45	—
		⑥「参画者の経歴の概要」欄	1号	46	—
		⑦「主たる事務所の所在地」欄の電話番号	2号イ	47	—
		⑧「使用予定労働者数」欄	2号イ	48	—
		⑨「関係請負人の予定数」欄	2号イ	49	—
		⑩「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」欄	2号イ	50	—
		⑪「事業者職氏名」欄の事業者印及び個人の印影	1号及び2号イ	51	—
	167	⑫「仕事を行う場所の地名番号」欄の電話番号	1号及び2号イ	52	—
		⑬「工事請負金額」欄	2号イ	53	—
		⑭「参画者の氏名」欄	1号	54	—
		⑮「参画者の経歴の概要」欄	1号	55	—
		⑯「主たる事務所の所在地」欄の電話番号	2号イ	56	—
		⑰「使用予定労働者数」欄	2号イ	57	—
		⑱「関係請負人の予定数」欄	2号イ	58	—

		⑱「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」欄	2号イ	59	—
		⑳「事業者職氏名」欄の事業者印及び個人の印影	1号及び2号イ	60	—
168		㉑「常時使用する労働者数」欄	2号イ	61	—
		㉒「主たる事務所の所在地」欄の電話番号	1号及び2号イ	62	—
		㉓「計画の概要」欄の不開示部分	2号イ	63	6行目の1文字目ないし19文字目
		㉔「参画者の氏名」欄	1号	64	—
		㉕「参画者の経歴の概要」欄	1号	65	—
		㉖「電気使用設備の定格容量」欄	2号イ	66	—
		㉗「事業者職氏名」欄の事業者印及び個人の印影	1号及び2号イ	67	—
169		㉘「常時使用する労働者数」欄	2号イ	68	—
		㉙「主たる事務所の所在地」欄の電話番号	1号及び2号イ	69	—
		㉚「計画の概要」欄	2号イ	70	—
		㉛「参画者の氏名」欄	1号	71	—
		㉜「参画者の経歴の概要」欄	1号	72	—
		㉝「電気使用設備の定格容量」欄	2号イ	73	—
		㉞「事業者職氏名」欄の事業者印及び個人の印影	1号及び2号イ	74	—
170		㉟社内審査報告書の不開示部分	2号イ	75	不開示部分の1行目, 4行目ないし10行目, 11行目の1文字目ないし6文字目及び12行目ないし14行目
171		㊱「工事名称」欄の2行目, 「2 社内」欄	1号	76	—

172	㊸「建物解体工事概要書」 の不開示部分	2号イ	77	—
173 ～208	㊹不開示部分	2号イ	78	—
209	㊺足場・架設通路概要書の 不開示部分	2号イ	79	—
210 ～224	㊻不開示部分	2号イ	80	—

(注) 理由説明書の別表を基に当審査会事務局において整理した。